平成２２年（フ）第４１７７号
神奈川県川崎市多摩区生田１丁目14－７－203
債務者　櫻井　貴弘
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１７８号
東京都杉並区天沼３丁目11－２－７－Ｂ
債務者　瓦田　　周
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１７９号
東京都新宿区下落合３丁目20－４－102
債務者　吉川忠義こと　金　　忠浩
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２０４号
東京都江戸川区東葛西１丁目７－17－205
債務者　大友　廣市
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２０５号
東京都江戸川区東葛西１丁目７－17－205
債務者　大友ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２０８号
東京都品川区八潮５丁目６－38－413
債務者　藤家　定彦
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２０９号
東京都中野区東中野４丁目４－14－611
債務者　竜田　英彰
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２１４号
東京都新宿区高田馬場３丁目25－27－201
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２２０号
神奈川県横須賀市野比３丁目12－１－306
債務者　中村　敏郎
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２２１号
神奈川県横須賀市野比３丁目12－１－306
債務者　中村　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２２３号
東京都墨田区本所１丁目32－10－301
債務者　正木　憲介
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２２４号
東京都江東区東陽３丁目22－２－610
債務者　角野　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２３２号
東京都板橋区中台３丁目27－Ｊ－407
債務者　碁石　裕一
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２３３号
東京都町田市本町田2584－１－ホ13－205
債務者　中川　節子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２３６号
東京都荒川区西尾久８丁目12－27
債務者　高畑　詳一
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２３８号
神奈川県川崎市川崎区日進町９－13
債務者　南　　進
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部